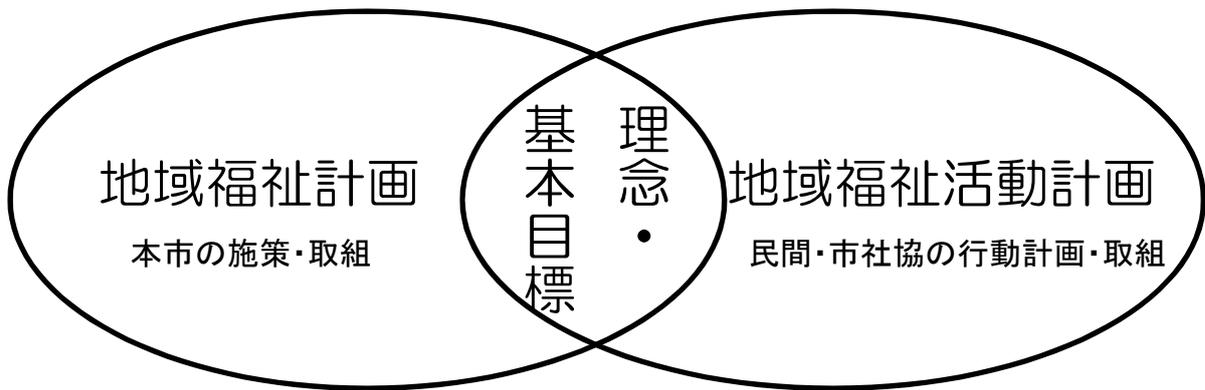


2 計画の策定に関して

(1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び市社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

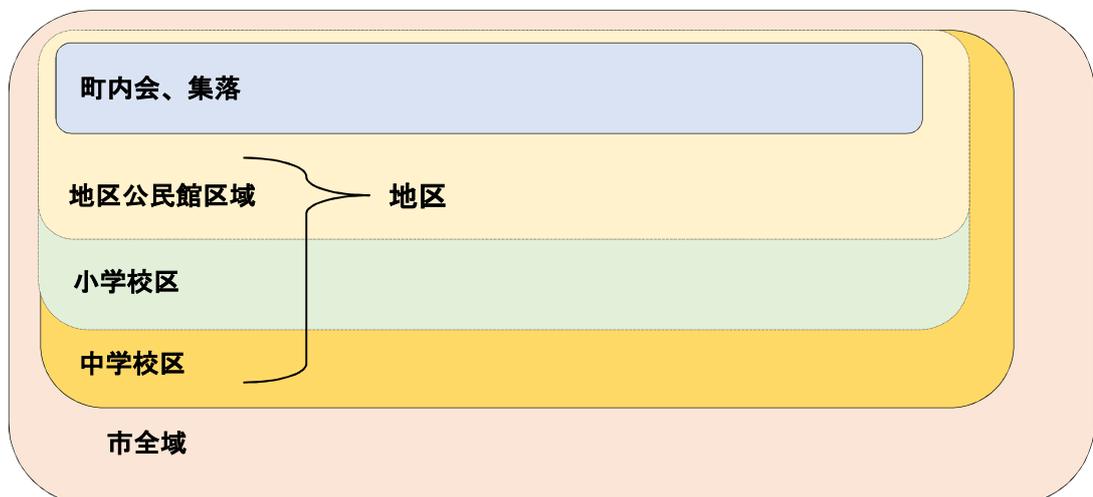


(2) 計画における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、市民生活に最も身近な範囲と言える「町内会（自治会）」、またこれらが集まった「地区（おおむね地区公民館区域・小学校区から中学校区程度までの範囲）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【圏域のとらえ方のイメージ】



(3) 計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本市の「鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」「鳥取市子どもの未来応援計画」「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

本計画の見直しにあたり、本計画が刑務所出所者等も含めた「包括的支援体制の構築」を掲げていることから重層的支援体制整備事業の実施に関する計画（重層的支援体制整備事業実施計画）及び地方再犯防止推進計画を「地域福祉計画」に内包します。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性（令和7年度～）】

